

2025年4月8日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS Solactive ジャパン ESG コア指数連動型上場投信」の
受益権口数の減少に伴う信託終了および信託終了にかかる
約款変更の可能性に関するお知らせ

当社が設定・運用しております「NEXT FUNDS Solactive ジャパン ESG コア指数連動型上場投信」(以下、当 ETF といいます。)(銘柄コード 2850)におきまして、受益権口数の減少に伴い、約款に定める償還の条件に該当し、信託の終了および上場廃止の可能性が発生いたしましたことをお知らせいたします。

当 ETF は約款において信託契約締結日(2022年4月7日)より3年を経過した日以降において、受益権口数が20営業日連続して50万口を下回った場合は、信託契約を解約し、信託を終了させることを定めておりますが、3年を経過した日である2025年4月8日時点の受益権口数が348,781口となり、50万口を下回っている状況です。本日以降、2025年5月8日まで継続して受益権口数が50万口を下回ることにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなる場合は、信託終了日(償還日)を2025年6月10日とする約款変更を行うことを、本日決定いたしました。当該約款変更は2025年6月9日に適用となる予定です。償還金の支払いは信託終了日から40日以内に開始いたします。

当 ETF は東京証券取引所において監理銘柄(確認中)へ指定される見込みです。また、信託の終了が決定した場合は整理銘柄に指定される見込みとなっております。この場合、2025年6月6日を東京証券取引所における最終取引日として2025年6月9日に上場廃止となる見込みです。

信託の終了を決定しない限り、連動対象指数である「Solactive ジャパン ESG コア指数」に連動した運用を継続してまいります。信託の終了を決定し、連動対象指数に連動する運用を行えなくなった場合は別途お知らせいたします。また、2025年5月8日までに受益権の口数が50万口以上となった場合は信託の終了および信託終了にかかる約款変更を行いません。

当 ETF の受益権口数に関する情報につきましては、以下をご参照ください。

- ・NEXT FUNDS のウェブサイト：<https://nextfunds.jp/institution/>

[スケジュール (予定)]

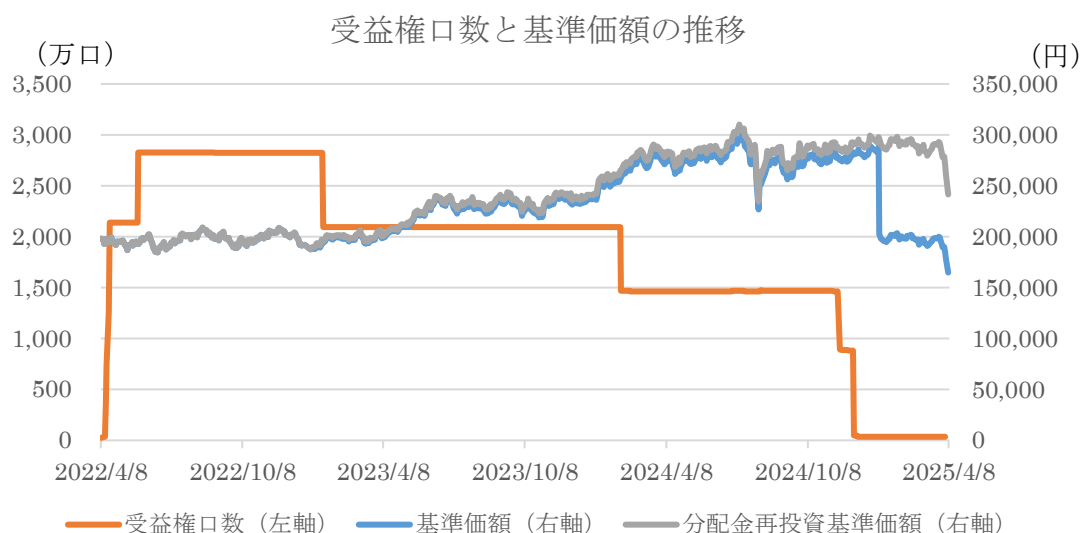
本日以降、受益権の口数が 20 営業日連続で 50 万口を下回った場合は、下記のスケジュールとなる予定です。

- 2025 年 4 月 8 日 (火) 東京証券取引所における監理銘柄 (確認中) への指定
- 2025 年 5 月 8 日 (木) 東京証券取引所における整理銘柄への指定
- 2025 年 6 月 6 日 (金) 東京証券取引所における最終取引日
- 2025 年 6 月 9 日 (月) 東京証券取引所における上場廃止日 / 約款変更適用日
- 2025 年 6 月 10 日 (火) 信託終了日
- 2025 年 7 月 18 日 (金) まで 償還金支払開始

当 ETF へのご投資にあたっては、上述の点につき、十分にご留意頂きますようお願い申し上げます。

[ご参考：受益権口数と基準価額の推移]

設定以降、受益権口数は約款に定める償還の条件に該当していませんでしたが、2024 年末の交換申し込みにより減少し、2025 年 4 月 8 日時点の受益権口数は 348,781 口となりました。



期間：2022 年 4 月 8 日 (設定日) ～2025 年 4 月 7 日

[約款の新旧対照表 (案)]

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間)</p> <p>第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第48条第1項、同条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p>② 前項本文の規定にかかわらず、<u>第48条第2項に定める信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合に該当したことから、この信託の期間は、信託契約締結日から2025年6月10日までとします。</u></p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第36条 この信託の計算期間は、毎年1月9日から7月8日までおよび7月9日から翌年1月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2022年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条第2項に定める信託期間の終了日とします。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第48条第1項、同条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p><新設></p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第36条 この信託の計算期間は、毎年1月9日から7月8日までおよび7月9日から翌年1月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2022年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条<u>ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日</u>とします。</p>

以上